

介護福祉士等修学資金 貸付申請書【法人保証用】

年 月 日

山形県社会福祉協議会長 殿

介護福祉士等修学資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

貸付希望種別 (該当に○)	介護福祉士	※県社協記入欄						
	社会福祉士	貸付コード番号			貸付コード番号及び貸付開始年月			
					年 月			
養成施設名								
	()年課程の第	学年在学中		在学期間	年 月～		年 月迄	
フリガナ				日本学生支援機構の給付型奨学金(返済不要)と授業料減免について				
氏 名	⑩			採用決定 ・ 申請中 ・ 非該当 ・ 未申請				
				※既に採用決定の方は決定通知書の写しも提出ください				
生年月日等(西暦)	年 月 日生 (歳)			男 ・ 女				
現住所 電話番号	〒 -							
	自宅通学 ・ 自宅外通学		電話 ()	／ 携帯電話 ()				
本 籍 地								
借用希望 期間・金額	〈西暦〉 年 月から 年 月まで(ヶ月間)							
	①修学資金 円 (月額 円× カ月)							
	※修学資金借用希望の総額の内訳(日本学生支援機構の給付型奨学金及び授業料等減免額を差し引いた額の内訳)を書いてください。複数年を借り入れ希望で教材費等2年目以降が不明な金額は1年目を参考に積算してください。							
	授業料		円 参考図書			円		
	実習費		円 学用品			円		
	教材費		円 交通費			円		
	②入学準備金		円 (20万以内 初回加算)					
	③就職準備金		円 (20万以内 最終回加算)					
	④国家試験受験対策費用		円 (介護福祉士のみ 卒業年度加算)					
	⑤生活費加算の希望(有 ・ 無)		←生活保護世帯またはそれに準ずる経済状況世帯の方					
合 計		(①+②+③+④) 円						
生活保護 受給状況	ア. 受けている → 福祉事務所長が発行する「生活保護受給証明書」を添付							
	イ. 受けていない							
他資金の受 給・借入状況	ア. 有 → 日本学生支援機構の貸与型奨学金(第一種・第二種)その他()							
	イ. 無 ※有の場合、該当する奨学金に○をつけるか、資金の名称をお書きください。							
卒業後の 希望就職先	第一希望							
	第二希望							
世帯の状況 ※申請者と同一生計の家族		氏名	続柄	職業	年齢	現在の収入 (月収)	勤務先・学校名学年等	世帯主と 同居・別居
	1		世帯主					
	2							同居・別居
	3							同居・別居

世帯の状況 ※申請者と同一生計の家族	4							同居・別居
	5							同居・別居
	6							同居・別居
	世帯主の住所(申請者と別居の場合) 〒 電話 ()							

本人の履歴 (西暦)	学歴		職歴	
	年	月	年	月
	年	月	年	月
	年	月	年	月

連帯保証人になる者に関する事項			
フリガナ			
法人名	⑩		
法人所在地 電話番号	〒 - 電話 () / 携帯電話 ()		
法人代表者氏名		役職	
申請者との 関係	☐ 在学する養成施設等を運営する法人 ☐ 従事する(内定を含む)施設等を運営する法人		
連絡先(窓口)	〒 -	電話番号	
	担当部署・職名	担当者氏名	

- 備考 1 卒業後の希望就職先欄には、施設の種別等を記入してください。
- 2 生計維持者(本人や配偶者等)の「市町村県民税(所得・課税)証明書」(収入金額又は所得金額、控除の内訳が明記されているもの。課税額のみは不可)を添付してください。
- 3 住民票(申請者と同一生計の方全員分。発効後3か月以内、個人番号以外省略なし)を添付してください。
- 4 養成施設等に入学時、年齢が45歳以上で、離職して2年以内の方は、「離職証明書」を添付してください。
- 5 高等教育の修学支援新制度における授業料等減免の採用決定に係る通知(授業料等減免額がわかる書類。 ※予約採用者のみ)
- 6 在留カードの写し(表面・裏面とも)を添付してください。
- 7 法人の登記事項証明書の写し(発行後3カ月以内のもの)を添付してください。
- 8 直近2か年の決算書の写し(総括分のみ)・貸借対照表・事業活動収支計算書 を添付してください。
- 9 法人として借入申込者の連帯保証人となる決定が確認できる書類を添付してください。
・内部規程や定款 ・理事会や取締役会等の議事録の写し など
- 10 この申請書及び関係書類は、申請者が在学している養成施設に提出してください。

上記のとおり介護福祉士等修学資金を借り入れたく申し込みます。
私及び私の世帯の者は、暴力団員ではありません。また、今後も暴力団員にはなりません。

暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。

年 月 日

借入申込者
(自 署) ⑩

連帯保証人
法人名・代表者氏名 ⑩

※本資金貸付は、租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により印紙税が課せられません。